

全	055	滋賀県蒲生郡蒲生町	自治体
---	-----	-----------	-----

平成14年7月25日

淀川水系流域委員会中間とりまとめへの意見について

標記の件につきまして、下記のとおり回答致します。

当町におきましては、特に意見はございません。

淀	056	大阪府枚方市 中澤 やす子	個人
---	-----	---------------	----

人の生命を大事と思うなら、日本民族の永続をねがうなら、山、川、海を人工的にしない、レジャー化しないことだと切に切に考え、思い、願い祈るこの頃でございます。以前は淀川の河川敷で散歩し、野草を楽しくつんでおりました。

しかし、2～3年前でしょうか。そこら一帯、枯葉剤がまかれ、全ての景色が死んで生命有るものの飛びかう姿も一切見受けられず奇妙な、グロテスクな風景に出会いました。私は今、河川域に足を運ばません。山、川、海の自然の働き、循環を無視されて、かわいそうでなりません。その働き、営みも全て、結局は、食物連鎖の頂点にいる人間のためですのに。『地球は神が作った』しかし日本国土は日本民族が守るのです。よろしく願います。

淀	057	京都府久世郡久御山町	自治体
---	-----	------------	-----

平成14年7月26日

「中間とりまとめ」に対する久御山町の意見

立夏の候、貴職におかれましては、益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、平成14年6月21日付協力依頼のありました、標記のことについて、久御山町の意見としては次のとおりであります。

理由

現在の町域の大部分を占めております旧巨椋池は南山城地区でも最低部に位置していたことより木津川・宇治川・桂川の遊水池として下流地域の洪水調整機能を太古の昔から果たしておりましたが、近年築堤により川から切り離されて干拓が行われ、干拓後の農地は京都・大阪に近接した有利な地理的条件より、新鮮な軟弱野菜を供給する生産基地として、又、町の中心部の旧京都飛行場跡は府下有数の工業地域として発展を遂げてまいりました。

そうしたことから、洪水から町を守る堤防に対する住民の思いは大変深いものがあります。しかしながら現在建設中の国道の橋台工事により木津川堤防を掘削された際に明らかになった堤体の構造は全ての築堤材料が均質な砂で盛土され本来存在すべき止水芯の粘土壁もなく堤防としては大変脆弱であることが確認されたところであります。

外観は高く強固に見えていますが万一の場合には破堤の危険があるとのことから住民一同大変心配を致しております。是非とも対策を講じていただきますよう下記のとおり意見を述べさせていただきます。

記

1 現地の土砂で築堤された脆弱な堤防を異常な洪水に対しても、破堤が避けられるよう浸透・越水・洗掘に強い堤防として補強事業を推進して頂きたい。

2 木津川の三川合流点から上流の上津屋橋の間は洪水時の流水断面が不足している区間であると知らされておりますが、河川断面の拡幅を図ることができない現状においては河川内に繁殖している高木について、流水断面の確保を図るため自然環境に配慮しつつ、伐採を進めて頂きたい。

なお、本町は木津川河川敷に占用許可を受け、京都府と合わせて約9ヘクタールの運動広場を設置しており、多くの人々が年間を通じて野球やサッカーに利用しています。町内には他に野球場のある公園や、隣接の宇治市には総合運動公園もありますが、運動施設の更なる充実を要望する住民ニーズがあります。

また、府と関係市町村で構成する淀川上流域国営公園推進行政連絡会では、淀川三河を中心とした京都府南部地域における水と緑の創出を図るため、自然や歴史を活かした河川公園としての整備を国に対して要望しています。

つきましては、高水敷の運動施設利用に関しては、少なくとも既存施設を維持したいので格別のご配慮をお願いします。

淀	058	大阪府堺市 松尾 一	個人
---	-----	------------	----

中間とりまとめを読んで感じた点

以前に意見を書きました松尾です。前にはゴルフ場の必要性について書きましたが、今回は河川敷利用の必要性について意見を述べさせていただきます。

中間とりまとめは大部分自然保護のみの観点よりとりまとめられて居り、人間にとってのスポーツ、レジャー、レクリエーションは必要なものですし、或る程度のこれら施設への河川敷の利用は必要と思いますが如何なものでしょうか。

小生野球の審判もして居りますが、野球場も今程度のものは必要ですし、ゴルフ場も現在程度のものは必要と思います。特に淀川ゴルフクラブは歴史も古く都会の中心に残された大衆ゴルファーの唯一のオアシスとして絶対に残して貰いたい空間です。

尚上下流地区に出来て居ります河川公園はグラウンドも含め平日は閑散として居りますが、日曜、祝日に限り多数の人々を見かけますが、必要なものと思われま。

最後になりますが、一年中を通じ利用者が絶えないのは河川敷ゴルフ場です。

以上

猪	059	NPOクリーンライフ21 西田 圭一	NPO等
---	-----	--------------------	------

猪名川部会中間とりまとめ

15 ページ

3-3 自然環境の保全・復元とそれに連携した河川敷利用 及び 3-5 推進の枠組みの変更に
ついて

これまで、私たち市民は河川について管理等その殆ど全てを行政に一任してきました。

しかしながら現在では、行政が出来ることに限界があるのではないかという認識が市民の間に広まっています。そうしたなか、河川法が改正され環境保全が条文に盛り込まれることになりましたが、この環境保全というものは私たち市民が担う部分が大きいのではないかと考えています。治水・利水に関しては市民が能動的に関われる部分はそう多くはないですが、環境面は人それぞれ考え方が違ったとしても、能動的に関わることができる場面が多いのではないのでしょうか。

そういう考えのもとで、今回の中間とりまとめを讀んでみると、住民あるいはNPO等の団体の活用が謳われており、まさに時代の流れである市民参画を念頭におかれているのがよく分かります。

そこで、川の管理のなかで行政が行うべきものと、住民(NPO等)が行うほうがよいものを精査して、住民が自らの意思で河川管理に関われるような仕組み作りが行われるのであれば、住民等が積極的に河川管理に関わっていくことが出来、それが時代に即したものになると考えます。そのような仕組みとして流域センターの設置とその要員の育成は今後の河川管理の方向性を示すものであると多いに期待しています。このような構想が法制度化されて実現されるよう私たちNPOも積極的に関わっていきたいと考えます。

また、このようなセンターは治水・利水の啓蒙にも多いに役立つものであると考えますし、その役割を担うべき存在となるでしょう。

そのためには、知識と経験のある行政と住民(NPO等)の協働が必要であろうし、場合によっては企業との協働が必要なことも考えられます。また、今ある水防団等の地元団体との関係はどうしていくのか等課題も多いですが、仕組み作りとその運営のなかでNPOとして取り組む意義は大きいと考えています。

委	060	滋賀県伊香郡余呉町	自治体
---	-----	-----------	-----

淀川水系流域委員会中間とりまとめについての意見

(流域委員会組織について) 【 - 2 】

現在まで数多く議論されてきております貴委員会に対して、大変申し訳ございませんが、流域委員会の委員選任、運営方法につきまして、当方としては構成メンバーに偏りがあるように思われ、これまでの議論の経過から環境面主体に、整備計画の取りまとめが進められております。治水、利水、環境の3点から計画策定に向けた討議が基本である中、これまで進められてきた治水、利水対策の現状や進められている環境を考慮した施策事業などが、議論の中心となっていないことは非常に残念に思い、今後の委員会組織の運営について改善を要望します。

琵琶	060	滋賀県伊香郡余呉町	自治体
----	-----	-----------	-----

(治水対策の現状と今後について) 【 - 1 - 14 】(3)

当余呉町には琵琶湖へ注ぐ河川として余呉川、高時川の2つの河川がありますが、山林が大部分を占める当町の地形からも、当該2河川に注ぐ流量、支線河川は数多くあり、昔から周辺地域の生活用水、農業用水等の要として人々の生活を支えてきました。しかしひとたび大雨などによる水害となれば、当方はもちろん、下流域の市町村への被害は大きく、特に当河川の特徴としては急峻な山の地形から、一時に多くの水が河川に流れ込み、多くの土砂を下流に運び人々の生活に被害をもたらしております。

こうした背景から、国はじめ県当局には再三にわたり、護岸整備など数々の治水対策事業の要望を致しており、順次着手整備されておりますが、未だその整備は低い状況にあります。また当町においては治水事業の有効な手段であるダム事業が、既に整備の余呉湖を活かした余呉湖ダムと現在建設中の丹生ダムといった下流域に大きく影響を及ぼす重要なダムを抱えており、事業の整備促進は当町のみならず下流市町村全域の要望でもあります。しかしながら中間とりまとめの治水に関する理念の転換において、現在までの治水対策の中心的事業を転換し、ある程度の溢水を想定するやりかたに変えるべきとされていることについて、当方としては洪水等少々の犠牲はやむ得ないとの見解にとれ、非常に無責任な方針と思われまます。

当方の今後の治水事業についての見解は、現在まで整備されている事業継続を中心とした方針付けを検討頂きたいと考えております。また環境問題についても、当町はじめ他市町村で実施の環境に対応した治水対策事業として、護岸等の整備において環境に配慮し、高水敷を有効活用した「みずべみらい再生事業」などの河川事業はじめ、砂防事業にも環境を配慮した整備を実施されており、また先の余呉湖については「余呉湖水質保全事業」として水環境改善の事業にも取り組みがなされており、これからその効果が見込まれる事業でもあり、当方としては引続き事業実施の継続を考えております。

町においても、環境対策として農業集落排水事業を中心とした生活排水処理を実施しており、2年後には町内全域が整備完了となっております。また農業排水についても、常日頃からの啓発活動をはじめ、農業排水の反復利用施設の整備も順次進められてきており、今後においてもハード、ソフトの両面から環境問題に対応した施策事業の展開を進めて頂きたいと考えております。

(ダム・貯水池内計画について) 【 - 1 - 15 】(1)(2)

先の治水対策において述べております当方に現在建設中の丹生ダムについて、流域委員会琵琶湖部会の中間とりまとめにおいて見直しとの見解が出されております。

しかし、当丹生ダムについては、当時の建設省より「治水、利水を目的とした多目的ダムで、淀川水系にとっては重要不可欠なダム」との強い要請により、我々は反対する住民を説得し、特に水没住民には複雑な思いで墳墓の地をあとに移住させ、先祖伝来の貴重な土地を、国に提供させて参りました。ところが今になって、ダム所在地の地方公共団体に正式な意見を聴くこともなく、河川管理者は「委員会の答申は最大限尊重する」とは誠に

遺憾に思うところであります。先般6月4日の当町においての丹生ダム現地視察と意見公聴会において、地元住民から当方の厳しい自然条件、その中での困難極まりない生活体験をお聞きになったと思いますが、流域委員各位の意見には「本来の水辺らしい景観・風景の復活・創出が必要である」、「利便性追求時代から再度、昔にもどった生活様式の改革」など、地元住民が抱える自然条件の厳しさ、生活環境の不便さを無視した机上論に過ぎません。

本町にとっても昭和43年の予備調査依頼、幾多の辛酸をなめながらも、国の方針に沿うよう終始一貫して協力し、今日ではダムを目標とした様々な整備事業も実施し、地元住民の夢を培って参りました。

こうした三十年来の努力を、わずか2年足らずの議論のみにおいて水泡に帰すような見直しは絶対に認める訳にまいりません。

以上余呉町を代表して、中間とりまとめに際しての意見とします。

淀	061	大阪都島少年硬式野球協会 谷口 準	個人
---	-----	-------------------	----

淀川部会

14ページ、整備計画3-3利用について

*「川本来の姿に戻す」「河川の本来あるべき姿」ということに関して現実に、川のあるべき姿とはどんなものなのでしょうか？

河川だけを本来の姿に戻すということに、どれだけの意義があるのか、また実際問題どこまで実現可能な事なのかなということ。

この部分の中間報告を読んでいると、川遊び(川でしか出来ない遊び)ができる以外は、わんどや自然に帰すべきで、スポーツ施設(特にグラウンド)は暫定的なものとありますが、それが都市部において硬式野球のできるグラウンドが十分に確保されるまで、という意味であればそれはそうかも知れません。果たしてそうでしょうか？もちろん河川を利用した人の生活は川遊びだけのはずもないです。どうもこの河川敷の利用の部分だけ人の生活や他のものと河川を切り離して考えているように思えるのですが。人と河川とは切っても切れないもののはず。世界の四大文明がすべて河川から生じているという事実を踏まえてもそうです。

現実的に、現在の淀川(特に下流域)の水質で水遊びをしよう、水と触れ合おうと思う人などどれだけいるか。そういう状態で河川の姿のみを、グラウンドではない「本来の姿」に戻す・・・。

どうもその辺りに矛盾を感じてしまうのです。そうではなく、自然環境を破壊せず人間生活との共存を、もっと前向きに考えられないだろうか、と思うのですが。スポーツだって十分人の生活の一部であるはず。ましてや将来のある少年達に(大人もそうですが)様々なことを学んでもらえる育成の目的で使用するグラウンドです。提内に作るべきとありますが、都市部(特に淀川下流域)の現状はご存知でありましょう。全く現実的なお話ではありません。小学生の軟式野球チームは、まだ小学校を使う事が出来ます。しかし小中学生の硬式野球については全くのお手上げ状態なのです。

ではすべて硬式野球はやめて軟式にすればいい・・・、これは暴論ですね。

もう河川敷くらいしかグラウンドを作るスペースが残っていないのであります。

無論全てをグラウンドにするというわけではありません。そういう意味でゾーンニングをしていく、という考えには賛成です。

グラウンドが河川環境によくない、という事なののでしょうか。決してそんなことはないはず。使用者はみなゴミや石を拾い、常に整備して大切にしています。

どうか硬式野球が大好きで、将来も続けていきたい、またその野球のおかげでいい少年時代を送れたという、色々な彼らの夢を大切に考えていただき、是非人間生活との現実的なかわり、それも将来のある少年達にとってのこれからを培う場、として、大きな目をもって河川使用をご検討いただければと思います。

尚、今回は意見募集のご案内を頂き、誠に有難うございました。別の角度からも淀川に対する意識が持て、大変勉強になりました。今後Eメールのご案内頂けましたら幸いです。

委	062	伊賀広域水道事業促進協議会	自治体
---	-----	---------------	-----

淀川水系流域委員会中間とりまとめにする意見書

利水に関する事項について次のとおり意見書を提出します。

委員会中間とりまとめ

整備計画の方向性

1．利水に対する基本的な考え方の転換（I - 11）

「渇水による被害を出来るだけ少なくする」について、住民生活に欠くことの出来ない生活用水を安定供給するためには、渇水の容認の記述は認められない。安易な利水策は改善すると共に節水思想や技術の向上を図るべきだが、生活用水の安定供給のため、「渇水による被害はできるだけ少なくする」ではなく、「渇水による被害を出さない」という基本的な考え方が重要である。

2．住民意識の変革（I - 12） 意見なし 3．安全な水質の確保（I - 12） 意見なし

4．生態系との関連の検討（I - 12） 意見なし

淀	062	伊賀広域水道事業促進協議会	自治体
---	-----	---------------	-----

淀川部会中間とりまとめ

計画・施策の考え方等の変革

- 1．際限のない開発からより有効な利用へ(- 2 - 9) 意見なし
- 2．水質基準達成から総負荷量規制へ(- 2 - 9) 意見なし

整備計画

- 1．水需要管理：水量の面からの利水の検討(- 2 - 14) 意見なし
- 2．水質管理(Ⅱ - 2 - 14) 意見なし
- 3．ダム等の水利施設(- 2 - 14)

「水需要をみたしきれない事態が起こる可能性が短期的に高まって、それが深刻なものにならないと考えられる限りは許容する」との記述については、深刻の度合にもよるが、水道事業では「安全でおいしいきれいな飲料水を安定供給する」ことが責務であるから、基本的に飲料水を始めとする生活用水の安定供給を放棄することはできない。

したがって、住民のくらしに欠くことができない水道水の安定供給においては賛成できない。

また、「ダムによる新規水源開発の必要性を再検討する必要がある」については、平成 16 年度完成予定で、現在、建設中の川上ダムは用地買収、関連公共事業及び三重県企業庁の送水管等施設整備も相当進められていることや首を長くして受水を待っている関係市町村の現状を把握・理解され、総合的に判断いただきたい。

- 4．水源地の保全(- 2 - 15) 意見なし

委	063	東近江水環境自治協議会 会長 丹波 道明	NPO 等
---	-----	----------------------	-------

I - 3 - 2 基本的な視点 - (1)流域全体を視野に入れた検討

< 転換の方向：これから > の冒頭について

(案)に ・川だけでなく森林や都市などもふくめて…とあるのを

(修正) ・川だけでなく山、森林、田畑、都市、原野・ヨシ原などをふくめて…に修正

(理由) 林業、農業、原野・ヨシ原利用などの国土の保全に大きい影響を与える場所を、産業政策がおもにかかわる分野として経済原則の観点からのみ捉えてきたままでの施策は明らかに破綻している。産業政策の観点に加えて健全な生態系の維持、総合的な治水・利水による国土の健全な保全のために省庁の垣根を越えた主張をもっとしていただきたい。

琵琶	063	東近江水環境自治協議会 会長 丹波 道明	NPO 等
----	-----	----------------------	-------

- 4 - 4 湖岸・水辺（湿地・内湖を含む）について

項目の中から（湿地・内湖を含む）をはずして

例えば - 4 - 5 湿地・内湖について項目として独立させてほしい。

（理由）

- 1．生態系維持の上で湿地の生物、特に微生物の果たす重要性を強調してほしいこと。
- 2．湖魚（特に琵琶湖周辺有種）の産卵・孵化場としての役割を強調してほしいこと。
- 3．内湖なかでも西の湖のヨシ地について、治水に名を借りた無用な破壊を防ぐこと。ヨシ刈り、ヨシ焼といったヨシ原の健全な維持管理が今後とも持続できる対策が必要なことにふれてほしいこと。

猪	064	豊中生物同好会 岡 恒夫	個人
---	-----	--------------	----

3 - 3 (1)(2) 自然環境の保全・復元とそれに連携した河川敷利用

ページ - 3 - 15

近代技術の利用に頼った河川の治水対策、例えば河川の三面張などによる生物への影響は以前から指摘されていた。多くの生き物（動物・植物を問わず）が互いに育み合っている河川という一つの生態系を破壊してしまっている。生き物が安心して棲むことができる環境の保全を図り、生物多様性を保持することは自然全体のバランスに大きな意味を持っている。もし、このバランスが崩れると、引いては人の生活にも影響が現れることになる。人が進めた行為がもととなってこのようなことが起こることは、さまざまな環境に適応して多種多様に及んだ生物の進化に対して余りにも無責任ではないだろうか。

都市近郊で住宅地造成のために森や竹やぶが切り開かれ、雨水が大量に排水溝に流れ込む結果、水路があふれ浸水が起きている。豪雨が局地的で、洪水も局地的であることが多いが、意外にも身近なところでしばしば起こっており、人の生活が脅かされていることは間違いない。中間とりまとめにおいても、川だけでなく森林や都市なども含めて流域全体として課題に対応することと述べられているが、淀川水系で上流における森林のはたらきはどうか。無計画な伐採が行なわれたりしていないだろうか。猪名川流域でもこれまでかなりの開発が行なわれてきたが、失われた保水量に起因する洪水の対策に追われているようなことはないだろうか。流域の山林で大規模な開発（宅地、ゴルフ場）を野放しにしている現状では、ひとり河川を生き返らせようとする対策だけでは意味がない。里山に対する里川という認識は今後の河川のあり方を大きく進歩させるだろう。と言うのも、それぞれに単独で保全の手を加えても、川の命を蘇らせたり生物多様性を守ったりすることには結びつかないと考えられるからである。

これらの事を円滑に進めるためにも、関連する省庁、部署が緊密な連携をもって、管轄の違いはあっても接点を確保しながら効果を上げて欲しいと願う。

淀	065	寝屋川市企画財政部企画政策室	自治体
---	-----	----------------	-----

3 - 4 環境(1) 水量・水質・土砂等の適正化 (- 2 - 19)

積極的水質汚濁対策の1つとして

淀川からの浄化用水を

一級河川寝屋川と古川に

常時放流することの

重要性に触れていただきたい。

琵琶	066	滋賀県神崎郡 山口 豪	個人
----	-----	-------------	----

「琵琶湖部会中間とりまとめ」への意見

P . 6 利水面

河川水の副産物として水系ごとに豊富な地下水がある。(特に愛知川水系は良質の地下水が豊富に存在しており、これらの保全・秩序ある活用も入れるべきである。

P . 8 「(2)流域全体での水需要管理へ」のところに

「雨水利用」「反復利用」の考え方を挿入する。

P . 9 住民との協働、住民主体の計画策定への部分では、川や湖が利用面でレジャーの場として利用されていることに鑑み、「川や湖」を公の場として、地域相互、例えば上下流住民間の意見でなく第三者的な意見の尊重も図るべきである。

P . 15 4 - 3 ダム・貯水池計画

利水計画においては、ダムによる大規模な一律的なシステムを構築するのではなく、身近な地域、地理的・自然的特性や風土を活かした利水方法を取り入れた計画を立てるべきである。(特に農業用水の利用面で)

「いわゆる縦割り行政を克服した計画を立てること」との提言が述べられているが、農業面でのかんがい排水事業においては、農業者(受益者)のコンセンサスのみで事業、決定、着手が行われるものがあり、河川への大規模な工作物(堰やダム)は総合的な判断のもとに計画されるべきである。(手続き上も改める必要がある)

P . 16 ダムは、まさに「環境の変化の多くは不可逆的であり、また、直ちに影響が目に見えず、時間が経つにつれて、その影響の大きくなることが多い事実」と言える代表的な例である。特に河川影響が一変するダムについては、十分な検証が必要である。永源寺ダムが出来て以来、30 数年が経過し、上流域での堆砂、下流域での川床低下、地下水の変化、濁水の発生、河川水の枯渇など時間が経つにしたがい予想以上の影響が表れている。これらの検証を行い、次計画の指針とすることが必要で徹底した検証と評価をして、次へ活かす必要がある。

P . 16 「ダム、貯水池計画について」の中で、特に利水計画においては、環境面のマイナスも含めた費用対効果の検証を徹底するとともに、代替案との比較をおこなった計画策定を行うこととする。

P . 16 愛知川支流に国営新愛知川事業永源寺第2ダムの建設計画がされているが、上流部での集水面積が極めて狭く利水ダムの役割が果たせるのか疑問である。同一河川、同一水系、同一集水での2つのダムの効果は問題である。むしろ河川上に貯水池を造ると同じ意味である。また、河川ごとに源流部での環境の保全地域、水源涵養地域を指定し、ダム等の工作物の造成を禁止すべきである。

ダムによる失われる水源涵養林のマイナス面、ダム下流河川での濁水によるレクリエーション機能の喪失による経済面の損失などを検証に入れるべきである。

猪	067	大阪府豊中市利倉西自治会連合会 星野 勝彦	個人
---	-----	-----------------------	----

3 - 2 災害への対応と防災意識の向上 (1) 基本的な考え方 (2) 対応方向

- 3 - 13

私は利倉西にすんで20年になりますが、20年前にはおそらく田んぼが広がっていた利倉西も、今はすっかり新興住宅地になってしまいました。この20年間は台風による被害も殆んどなく、水害に対する心配も薄れています。この地域の猪名川が改修される以前は、たびたび水害が発生し、田畑が冠水したと聞きますが、今では、その事を知る人も少なくなっているようです。

私は市の公民館活動に10年この方たずさわって来ましたが、猪名川の自然環境や、治水、利水について、何らかの形で講演を聞いたり、勉強をしたと言う記憶は全くありません。川が私たちの住んでいるすぐそこを流れていて、その川と一緒に暮していると言うのに、余りに無関心であったと、思い知らされたように思います。

この中間報告で、猪名川がまだまだ水害に対して不備なところが沢山あると言うことを気づかされました。

一つの提言ですが、工事現場には、工事期間は記載されていても、何の為の工事かの説明がないように思います。見れば分かるだろうでなく、こういう為に工事をしていると書いてあれば、その必要性をもっと深く認識することが出来て、川に対する思いも又違ってくるのではないのでしょうか。

淀	068	千葉県千葉市 岡田 朋	個人
---	-----	-------------	----

淀川部会中間とりまとめの意見募集に対して、次の通り意見を申し上げますので、宜しくお願いいたします。

淀川部会中間とりまとめ（０２０５１４）についての意見

（１）p 2 下から 14 行目から

「・・・河道の掘り下げと直線化が行われた。その結果、一定規模までの洪水に対しては氾濫の頻度が減少し、人々の水害に対する記憶が薄れている。」

『修正』

「・・・河道の掘り下げと直線化が行われた。その結果、人々の水害に対する記憶が薄れるほど、一定規模までの洪水に対しては氾濫の頻度が減少した。」理由・・・効果は正しく評価するのが、公正な態度である。その上で新たに発生する、または裏腹で派生する問題に、言及すべきである。

（２）p 6 下から 15 行目

「・・・規模を想定するのではなく、・・・」

『修正』カットする。意味不明

（３）p 8 上から 8 行目

「・・・堤防を越えるような異常な洪水に対しても壊滅的な・・・」

『修正』

「計画高水位を越えるような異常な洪水に対しても壊滅的な・・・」

理由・・・意味を明確にする為

（４）p 10 下から 14 行目

「ダムによる洪水調節は、自然環境を破壊する恐れが大きい為原則として採用しない。他の工法の採用が困難で、止むを得ず採用する場合は、自然環境について十分配慮をしなければならない。」

『修正』

「ダムによる洪水調節は、自然環境について十分配慮しなければならない。」

理由・・・ダムだけに予見をもって計画をたてるのは、公正な態度とは言えない。

各種の方式をその流域の地形地質、土地利用、居住状況、自然状況その他各種要素を総合的に評価検討して、決定すべきである。

(5) 治水に関する事について、質問します。

p 8 上から 8 行目

破堤を避ける事を目標としますが、構造物である以上その対称とする荷重を設定する必要があります。具体的には、越流水深、その継続時間、その洪水の発生頻度規模等について、どのようなお考えですか。

p 1 0 下から 1 1 行目

遊水池による洪水調節は、淀川の流域において、地勢的、社会的、経済的面から実現可能性は、どの程度の規模が出来ると評価されているのか、お聞かせください。

琵琶	069	滋賀県高島郡 小島 朗	個人
----	-----	-------------	----

琵琶湖部会（治水・防災）

一級河川安曇川は、昭和28年台風13号をはじめとして、毎年大型台風による、河川の増水のために、堤防の決壊による死者十数名、家屋の流失、床下浸水、田畑の冠水等被害があった。そのためにも治水、防災面にも河川整備が必要である。

安曇川は、想定される洪水に対して、水の流れる断面が不足しているため、新たに川幅を拡張、また、放水路を設けることについては、人家連帯の地域もあり、不可能かと考えられる。ダムによる洪水調節等として、沿線住民の水害を防除、また利水対策を行なうためにも、ダムの建設が必要かと思う。

ダムの建設については、生態系の環境にも十分に配慮した施設にする必要がある。

一級河川安曇川は、河床低下により、護岸、橋脚等に影響がでている。又、以前は集落の普通河川には伏流水によって美しい河川であったが、河床低下により伏流水の減少により、環境面にもよくない状態でありその対策が必要である。

淀	070	三重県上野市 稲森 剛	個人
---	-----	-------------	----

新世紀の淀川への変革の時期を迎えています。

淀川水系は、世界有数の古代湖である、琵琶湖に注ぎ人間生活にかけがえのないところであると思います。

淀川整備計画の基本的理念として

淀川水系の望ましい姿、自然の力に対して安心できる水系の対策と、変化に富んだ自然豊かな水系、安全な水を育む水系、憩い親しみ学ぶ水系を目指すことは、人間が社会生活を営む条件として重要であると思います。これからは河川整備も必要限度に留め、その水系の中で独自の進化を遂げた固有種を含む、多様な生物の宝庫する必要と、古くから人間が住み水系の恵みと、その利用で豊かな社会、文化を築くことです。淀川水系は、現在、その様相が大きく変化し、深刻な状況にあります。すなわち水質の悪化、生物、生態環境の劣化、人と川との関わりの希薄化などの問題が生じています。ですから海から川、森へ川から水田へ生き物が移動できる、連続性のある河川の復元が必要です。

猪	071	池田市教育委員会	自治体
---	-----	----------	-----

これからの学校は、地域と積極的に交流しながら教育活動を展開して行くことが重要です。

平成 14 年度から実施されている新学習指導要領で創設された『総合的な学習の時間』の展開に当たっての配慮事項の中にも、「地域の人々の協力を得つつ全教師が一体となって指導に当たるなどの指導体制、地域の教材や学習環境の積極的な活用などについて工夫すること」とあり、その指導にあたっては保護者をはじめ、地域の専門家や外部の人々の協力が欠かせません。

今回の「淀川水系流域委員会中間とりまとめ」の中で特に - 3 猪名川部会における『人と自然の共生』という視点は、子どもたちが地域を学ぶことによってより深く理解し、地域を愛する心情が育つとつながります。今後とも、子どもたちのため、多くの資料提供をお願いいたします。

猪	072	大阪府大阪市 針原 祥次	個人
---	-----	--------------	----

猪名川部会で検討されている余野川ダムについて

2、3度、現地へ行きましたが、何時もダム建設予定地の水量はほとんどなくダムを作っても貯める水すらないと思います。

よそから水を運んでくる（導水トンネル）というのは、全く不自然な計画であり信じられない。

治水は不要であり、利水についても計画宅地の減少によりその必要性はさらに無くなったと考える。

琵琶	073	滋賀県蒲生郡日野町	自治体
----	-----	-----------	-----

淀川水系流域委員会中間とりまとめについて

日野町においては、琵琶湖に流れ込む河川の上流地域として、砂防、治山等多くの事業を費やして頂いております。地形的にも山間であることから、災害にも見廻れています。今後においても、引き続き事業をお願いするものであります。

渇水時の水不足は、琵琶湖逆水送水管により生活用水の確保ができ、農業用水においても逆水管、ダム、ため池より確保しておりますが、特に日野町においては、ため池が多く、整備されてない箇所もあることから、早期に整備を順っております。

河川環境におきましては、地形的に急な勾配の河川が多いことから、人々が水に親しむ公園の整備を望む声が高くなって、最近住民方から聞いております。また、それぞれの地域において河川愛護作業に協力いただき、環境の保全に大きな役割を果たしていただいています。安全な河川は第一であり、魚等も住める河川造りも考えて頂きたい。

淀	074	(財)日本野鳥の会京都支部 中村 桂子	NPO等
---	-----	---------------------	------

3, 淀川部会中間とりまとめ(020514版)

1-3「淀川流域の問題点」について、

淀川上流域においては、堤防のない無堤地区や砂堤防が存在しており、水害に対する危機意識の低下や破堤時の被害等を考え、それなりの対応が必要と示されているが、人が住居を決める際にその場所がどのような地域であるかを十分に承知しておくことが重要課題の1つだと思う。

また、100年~200年に1回程度起こるかも知れない水害の対策として、長い歴史の中で大切に育まれてきた生態系全てを取り壊す様な方法は今後控えるべきだと思う。自然を人間の生活に合わせるのではなく、人が豊かな自然から身を引いて生活すれば良い。自然は個人の所有物ではなく国民の共有財産であり、それらを人の都合で消し去る様な行為は自然を冒瀆しているに過ぎない。その地域が災害をうけた場合、どの程度の被害を受ける地域だと云うことを周知徹底、その上で「自分の生命は自ら守る」ことに対する自覚が大切。それらのことを念頭において、自然再生推進法に則り、河川整備計画の推進を望みます。

「淀川流域の共通事項~環境~」の項

「農薬による汚染」とあるが、農薬等を使用しないことを条件で貸し与えるのならまだしも、営利を目的に河川敷をゴルフ場の使用に貸し与えることには反対です。管理上とはいえ農薬を使用し些少でも川に影響を及ぼすなど言語道断です。

「河川に関わる諸権利の見直し」について、

河川利用には水利権、漁業権、占用権など多くの利用権が設定されているようですが、なぜ営利を目的とする人たちだけに権利が認められるのだろうか。社会の変化に伴って、川本来の姿を取り戻す必要が見えてきた今、生態系を守りたい、生態系が私たちの永遠の財産との認識から、河川に生息するあらゆる生き物を愛する保護団体にも「生態系を守る権利」を与えていただきたい。

「生態系の保全」に関する意見

・京都府を流れる木津川、宇治川、桂川を歩いて野鳥の生息状況等を見ていると、それぞれの川の特性が見えてくる。そして棲む野鳥の種類が違って来るのは当たり前のこと。渡りを終えてゆっくりと羽を休められる水面に恵まれ、小動物が生息できる適当に樹木の茂った中州や寄州が大事。それらの条件を満たしている三川合流辺りは絶滅危惧種である猛禽類の重要な餌場となっている。川のシステム全体の回復と流域の連続性を考慮した、何時までも猛禽類が安心して生息できるような生態系の保全を目指した三つの川作りを行って下さい。

・生物に影響の大きい水上バイクの規制を徹底していただきたい。

「２）植生」に関する意見

・堤防法面維持管理、特に草刈りや伐木等については、小動物を含めた希少動物等の繁殖に極力影響の少ない８月～９月頃を実施するとし、また草刈りにおいては、刈り残し長さを工夫することにより環境の保全を図り、刈り残し長さは５０ｃｍを目安とする、として頂きたい。

淀	075	京都府船井郡 西山 繁	個人
---	-----	-------------	----

- 2 - 5 表1 淀川の特徴
- 2 - 6 表2 淀川各河川の問題点

原文

- 2 - 5 表1 淀川の特徴

* 環境的特性

- 瀬田川、宇治川：○ 京都市石田処理場・・・などから京都市、京都府の下水が大量に流入」
- 桂川：○ 「京都市鳥羽処理場・・・などから京都市、京都府の下水が大量に流入、淀川汚濁の主因」
- 淀川本川：○ 「下水処理放流と上水取り入口の混在」
- * 歴史的的特性：○ 「記載がない」

変更意見

* 環境的特性

宇治川・淀川のいずれにも京都市の下水が大量に流入していない。従って淀川汚染の主因ではない。

京都市の下水の全量を活性汚泥法により処理され、一部は高度処理をして放流している。これをあたかも未処理のごとく表現することは予断と偏見である。

『下水処理により淀川汚濁は回避されている』に変更すべし。

* 歴史的的特性

- 桂川：上流八木町の『虎天堰の水争い』
- 淀川本川：追記「淀川上流の京都市の屎尿はくみ取られて近郷農家で肥料として利用された。遠くは高瀬川から淀川の船運を用いて河内まで送られた」

原文

- 2 - 6 表2 淀川各河川の問題点

- * 利水：○ 『下水処理水による汚濁』
- * 環境：○ 『下水処理水による汚濁』
- 「井堰の改良（魚道）」

変更意見

* 環境

- * 利水：○ 桂川

・現在の下水の処理水で河川の水質を改善して水質汚濁が防止できたのである。それを「下水処理水による汚濁」はもつてのほか「下水処理水による改善」とするべき。

・魚道が必要なのは井堰のみでない。桂川と支流の接続箇所に改修工事時の配慮が欠けて段差があり遡上出来ない。

淀	076	大阪自然環境保全協会 淀川自然観察会 代表者 中野 勝弥	NPO 等
---	-----	---------------------------------	-------

2002年7月29日

私達は、1997年1月より淀川の下流域（十三干潟付近を中心）を中心に毎月自然観察会を行っているグループです。

この度、貴委員会が「中間とりまとめ」を提出されたことに敬意を表します。

私達はこの「中間とりまとめ」について何ら異論はございませんが、私達が日頃の観察会を通じて気のついた事等につきまして、若干の要望と補足をさせていただきますので宜しくお願い致します。

（淀川部会）

- 2 - 15 1) 水面利用について

いろんな入が水面を利用することには異論がありませんが、それぞれが無秩序に利用することについては、安全上からも好ましくありません。それぞれの利用区域等を定めて秩序ある水面利用を行うことには賛成です。

しかし、淀川大堰から河口部にかけては10月～3月の間、多くのカモが飛来します。この期間については、水上バイク・スキー等の走行等を禁止する措置を講じてください。

- 2 - 16 2) 水辺移行帯について

十三干潟付近では低水路と高水敷の間に2m程度の落差があり水際と高水敷が分断されています。このような区間については指摘のとおり、スロープ等をつけ連続性を持たすとともに、水際線については現在のように直線的なものではなく、入り江などを作り変化を持った水際線にすることを提案します。

- 2 - 16 3) 高水敷について

- ・現在のグラウンド等はあくまで暫定的なものとの提言については、異論がありません。従って各自治体等に対してこれら施設を堤内地への移転計画を作成するよう提言する必要があると思います。
- ・多くの自治体等が今なお、高水敷へグラウンドを新設したり、拡張する動きが絶えません。これ以上高水敷にグラウンド等を設置しない旨を明記してください。
- ・野草地区と称して外来園芸種を植栽している区間があります。このような個所はただちに廃止し、その地域にふさわしい野草が繁茂するよう自然回帰を図る旨を明記してください。

- 2 - 17 5) 汽水域について

干潟については、保全だけではなく創出が必要です。

十三大橋の下流に大きな干潟がありましたが、船着き場が建設され喪失しました。そこには多くの市民が潮干狩りを行っていましたが、干潟が喪失したため、十三干潟に多くの市民が押し寄せています。ここは、シギやチドリの重要な中継地になっていますが、多くの市民が押し寄せるため、年々その飛来数が減少しています。干潟の保全・創出について次のとおり要望します。

- ・十三干潟については、シギやチドリが飛来する4月中旬～5月中旬の間は干潟中州への立ち入りを禁止する措置を講じる。
- ・右岸の十三大橋～伝法大橋の高水敷はグラウンドに整備されていますが、この間で新たに干潟を創出する。昔は塚本付近でシジミがたくさん採れました。

- 2 - 19 2) 水質について

近畿1700万人の命の水を供給する淀川の水、本当に安全なのか。国土交通省淀川工事事務所に水質について総合的に管理監督する部門を新設することを提言してください。

- 2 - 21 1) 生物・生態系について

ヨシ原とツバメの埒の保全を追加してください。

淀川のヨシ原は衰退し病んでいます。豊里のヨシ原は府下で最大のツバメの埒になっています。ピーク時には2万羽を超えるツバメが集まって来ます。しかし、このヨシ原は乾燥化、森林化が進み衰退しています。2万羽を超えるツバメを収容するヨシ原は他にありません。早急に何らかの保全策を講じる必要があります。

委・猪	077	社団法人大阪自然環境保全協会	NPO等
-----	-----	----------------	------

「淀川水系流域委員会中間とりまとめ」への意見書

1. 流域委員会の各委員・河川管理者など関係者の河川整備のあり方をめぐる審議へのご努力に敬意を表します。猪名川部会の「中間とりまとめ」がなされましたが、他の部会に比べて抽象的な表現に終わっており、新河川法の精神をどのように反映したかが不明確です。今後、具体的な事項を審議され、より明確で分りやすく、将来の批判に耐えうる最終答申まとめられることを強く要請します。多様で根深い問題を抱えた河川管理の現状を見直し、30年後を見据えた河川整備計画を作成するには、現状の具体的な検証と評価を抜きにしては不可能です。そうでなくては、抽象論か、従来計画の焼き直しに終わることは明らかです。

2. この意見の重点のひとつは、余野川ダム事業の中止を強く要請するものです。淀川水系流域委員会が2001年12月に一般からの意見募集を行った際、当協会など7団体が連名で、「余野川ダム事業を中止とするよう求める意見」を提出しました。また、2001年1月27日開催の猪名川部会・一般意見聴取では、当協会の高田直俊理事が「余野川ダムに対する意見」を述べました。これらの中で、余野川ダムについて、基本高水量の過大設定など治水面における疑問をはじめ、利水面での不要さ、河川生態系の維持方策についても指摘しました。

このダム建設は、猪名川水系の環境面に大きな負の影響を与える事業です。しかし、同部会の「中間とりまとめ」には、他の部会のようにダム問題を正面から見据えた見解がなく、誠に不可解です。余野川ダム事業と一体的に計画されている大阪府の「水と緑の健康都市」計画が2001年2月に縮小凍結されましたが、これが凍結されると、余野川ダム建設が計画どおり実施できないため、国土交通省側は大阪府側に対して同開発を継続するよう働きかけていることを漏れ聞いています。国土交通省近畿地方整備局は淀川流域委員会の席上などで、「(流域)委員会に計画に述べられないもの(事業など)はやめます」と明言していますが、こうした裏側での働きかけはこの明言をくつがえし、流域委員会の懸命な審議をないがしろにするものです。猪名川部会のほか各委員会・部会でも、最終答申へ向けて審議を十分に尽くしていただき、河川整備計画で余野川ダムを事業化しないよう答申されることを要請します。

3. 他の委員会・部会の「中間とりまとめ」に盛り込まれた下記の内容などに十分配慮されたい最終答申を作成されるよう要請します。

- ・「治水」については、ダムによる洪水調節は、自然環境を破壊する恐れが大きいいため、原則として採用しない。

- ・「利水」については、水資源は有限であり、利水量にも限界があるという前提のもとで、その限界に利水をおさえるという考え方に転換する。これまで行われてきた利水部門別の需要予測を単純に積み上げる「需要追従型」の開発計画は改めなければならない。

- ・「自然環境」については、コンクリートの護岸に覆われ、人工的な構造に変えられた川

からは、生物の生息域、瀬や淵などの変化に富んだ水辺、生物の季節動態に対応した水位の変化などが失われていった。

・「高水敷利用」については、スポーツ公園やゴルフ場などの人工的な施設の場と化している現状を批判し、基本的には、出水時に冠水と表面更新を受ける川らしさの回復、すなわち川でしか与えられないもの、川でしかできないことを優先する方向で河川敷の利用を行う。

(以上)

委・淀	077	社団法人大阪自然環境保全協会	NPO等
-----	-----	----------------	------

河川敷の自然環境の保護・保全について「淀川水系流域委員会中間とりまとめ」への意見

淀川水系流域委員会の各委員・河川管理者など関係者の河川整備のあり方をめぐる審議への努力に敬意を表します。私たちは、河川敷の自然環境について、まず、委員会の次の見解に注目しています。

「河川環境」については、“コンクリートの護岸に覆われ、人工的な構造に変えられた川からは、生物の生息域、瀬や淵などの変化に富んだ水辺、生物の季節移動に対応した水位の変化などが失われていった”(淀川部会)。また、「高水敷利用」については、スポーツ公園やゴルフ場などの人工的な施設の場と化している現状を批判し、“基本的には、川らしさを生かした利用、すなわち川でしか与えてくれないもの、川でしかできないことを優先する方向で高水敷の利用を行う”(委員会)。

これらの見解は、現在では河川の自然環境の保護・保全を考える上での常識になっています。しかし、技術面における認識の欠如と技術の惰性、沿川住民・行政の河川環境に対する認識の欠如と場違いな要求など、困難な状況は続きます。私たちは、以下のような観点からさらなる深い議論を期待しております。

淀川およびその支流、猪名川では、河川敷のほとんどが低水路と高水敷に区分けされています。河川の自然環境は出水時の冠水と表面更新に特徴付けられますが、このような河川は水域と、水と縁が切れた陸域に単純化し、河川を特徴づける湿地・浅水域・乾燥した砂礫面の生物相は失われています。

治水面からは、河川敷を低水路と高水敷に分けて流心を河川敷中央に固定する工法は望ましいものですが、この工法を採る場合にも、現在の施工技術力をもってすれば、流心を固定しつつも出水時に冠水・表面更新する湿地・浅水域、乾燥する砂礫面を維持、さらに復元することはさほど難しいことではないはずです。

一方、河川敷の自然環境を保護する上で、高水敷の運動場化と都市公園型の公園化はきわめて脅威です。特に、人口密度の高い地域では運動場化が高密度に行われ、河川でしか得られない、さしてそれ自体が公園機能を持つ、多様性のある自然環境、水環境が失われています。

もとより、広い河川敷の運動場や公園を全面的に否定するものではありませんが、そのあり方に疑問がある施設、明らかに河川敷の過剰な直接利用地域が目につきます。河川の縦断方向の生物空間を分断する運動場や公園、「親水」の名のもとに造られているコンクリート製の階段低水路護岸、舗装された広い駐車場、さらには誰も利用しないベンチや遊具

広場などです。

そして、淀川環境委員会が平成 14 年 3 月にまとめた、自然豊かな淀川を目指して、にも盛り込まれている、自然環境の維持、復元を最終のまとめに盛り込まれることを強く要請します。

委	078	奈良県奈良市 金屋敷 忠儀	個人
---	-----	---------------	----

7月30日水系流域委員会に於ける小生の発言

河川（湖を含む）にとって良好な水質の維持は最も重要な問題である。河川は陸上に於いて発生した汚染物質の流入を阻止することは出来ない。点源汚染は厳しく監視されているが、生活廃水、農業廃水その他面的な発生源対策は地方整備局の権限外の問題であり、ライフスタイル、農業経営など社会的な改革を必要としている。水需要の制御問題（実は河川管理者は水利権処分の段階で一定の権限をもっている）は寺田委員の提唱によって、ワーキンググループを作り検討されているが、水質問題はより社会的な問題であるのにも拘わらず、陸上生活の結果としての河川水質汚濁のみを問題にするのは、著しく均衡を害しているのではないか。

中間取り纏めの5ページ11行「自然と共生し」、6ページ「自然と上手に付き合い」の表現がある。先のシンポジウムでもパネラー川上委員と嘉田委員の「自然」認識は大きな隔たりがあった。これだけ専門家をもって任じている委員の先生方が居て共通の認識も持たず、安易に口当たりの良い流行語を用いるのは適切ではない。

中間取り纏めの16ページ優先順位に就いて記述があるが、事業実施に優先順位があるのは当然であり、わざわざ書く必要は無い。私の言いたいのは河川の多様な機能、形質管理の中で、競合する場合、TPO に応じてどの機能に優先順位をどの程度与えるかを明確にしておく必要があるということである。優先順位という表現が適当でなければ「優先度」と言い換えても良い。優先度は「100」か「0」かばかりではない。

淀	079	大阪府箕面市 前川 謙二	個人
---	-----	--------------	----

淀川部会の中間とりまとめ意見書

1 現状と課題・問題点 1 - 1 淀川水系流域委員会淀川部会で取り扱う範囲

淀川水系の比較的大きな府管理河川（寝屋川と神崎・安威川）にも適用し、川づくりの根本的変革を！推進していくことが求められていると考えます。

・「直轄管理区域以外も検討の対象とした」とある。寝屋川流域の整備計画は、昨年半年間で作成されたが、流域調錦地は1ト約 10 から 15 万円の高コストである。本委員会の「計画査定のあり方」や「計画アセスメント」の立場が欠落しているので、その立場から代替案など再検討が必要と考えられる。

・また、神崎川水系の安威川などの防災治水前進のために、超過洪水も視野に入れた総合的な治水対策とダム計画の比較検討を行い、有効で戦略的な河川整備計画を早期に確立すべきであるとする。

1 現状と課題・問題点 1 - 3 淀川流域の問題点

大阪河口部の淀川をはじめ、かつて内海であった寝屋川には、地下水くみ上げによる地盤沈下と自然沈降により、海拔ゼロメートル地域が拡がって、都市河川の治水対策を困難で多額の投入を行ってきた。また、阪神大震災とその液状化による淀川堤防の崩壊は、かつての福井地震の堤防補強前の大水害、新潟地震による堤防陥没と水害などを想起させたが、震災後の水害は免れた。しかし、三十年後に南海沖大地震が予測されるもと、地盤地形の特性から特に重要だと考える。

・「特に、下流域の大阪市街地の地域においては」の後に「海拔ゼロメートル地域が拡がり」を加筆。

・「水害に対する危機意識の低下と」の後に、「耐震対策・液状化対策が遅れ」を加筆。

次の点は淀川下流部の特性、特徴的な問題点で加筆し、具体的に揚げる事だと考えます。

表 - 1 淀川の特徴

地勢的特性に、「軟弱地盤・海拔ゼロメートル地域」

歴史的特性に、「明治 18 年の大供水・河川法制定へ」「阪神大震災と堤防大被害」

表 - 2 淀川各河川の問題点

治水の共通事項に、「・水害危険地の」と「宅地化」の間に、「工場造成」
治水の淀川下流を設け、「蓮根畑や湿田など遊水地への工場進出・宅地化」
「高水工法による垂直特殊護岸」「高いコンクリート連続堤防と住環境の悪化」
「地下水汲み上げによる地盤沈下で感潮河川の拡大」
環境には、「維持流量の未設定」「合流下水の普及による維持用水不足」
「生物界のバランスくずれユスリカの大量発生」
「降雨後に下水排水口付近にスカム流出」「酸素欠乏と水温上昇等で魚浮く」

2 流域整備の変革の理念 2 - 1 川づくりの基本的な考え方の変革

安全神話・他人まかせからの脱却の項

- ・「高規格堤防の完成には・・・長い年月が必要であり」の後に、「流域での対応を含む合理的で」を加筆。
- ・「水害の危険性を住民に周知するとともに」の後に、「水害を少なくするために、行政の援助も受け各戸一時貯留浸透マスなどの協力を行い」を加筆。

2 流域整備の変革の理念 2 - 2 計画・施策の考え方等の変革

(1) 治水・防災 水害防止から被害軽減への項

- ・「長年の努力にもかかわらず」の後に、「河川整備を上回る流域開発により」を加筆し、「いまだに水害の発生を・・・」とする。
- ・「壊滅的な被害をもたらす破堤を避けようという」の後に、「官民共同で総合的な治水対策などの」を加筆。
- ・「氾濫水の拡大を遅らせるために路盤が高い道路や鉄道を活用」の後に、「し、連続堤防で囲まれた低平地などの浸水対策を講じる」を加筆。

(1) 治水・防災 より有効な水害時の対応へ(他人まかせからの脱却)

- ・「自分の命は自ら守るのが水害時の鉄則である」の後に、「そのため住民が具体的でわかりやすいハザードマップが必要である。」を。

2 流域整備の変革の理念 2 - 2 計画・施策の考え方等の変革

(2) 利水 水質基準達成から総負荷量規制へ

- ・「やや改善の兆しが見られるものの、」の後に、「合流下水の排水水質、」を加筆。

3 整備計画 3 - 1 治水・防災 (1) 洪水災害対策 2) 洪水調節

- ・「ダムによる洪水調節は」の後に、「超過洪水時には危険な大洪水の恐れがあり」を加筆

「公園地下など流域調節地は、1ト、当り工事費が10から15万円と高く、一時貯留浸透や校庭貯留、防災公園など、費用対効果や雇用効果など勘案し、流出係数を抑制する面的対策を進める必要がある」を加筆。

3 整備計画 3 - 1 治水・防災 (3) 高潮・津波対策 1) 高潮対策

「・震災で弱体化したあとの大洪水による福井地震、新潟地震や阪神大震災での堤防崩壊などの教訓を生かし、耐震堤防補強や液状化対策を新画的に行う必要がある」を加筆。

3 整備計画 3 - 1 治水・防災 (4) 危機管理

2) 住民(個人)の対応

2) 住民(個人)の対応」の後に、「自治・コミュニティの再生」を加筆。

猪	079	大阪府箕面市 前川 謙二	個人
---	-----	--------------	----

猪名川部会中間とりまとめ 意見書

3 整備の方向性 3 - 2 災害への対応と防災意識の向上

(1) 基本的な考え方

<問題意識>

- ・「流域での対応を含む効果的な治水、特に貯留施設（調節地）の設置などを含めた幅広い流域対策を組み合わせた総合的な治水対策の具体化が遅れている」を加筆。

<対応の考え方>

- ・「流域対策の具体的な雨水の流出域及び都市水害の防御域対策など総合的な計画査定を行う」を第一にあげる。
- ・その後、「・・・水害に対して危険であること」の後に、「総合治水への協力」を加筆し、さらに続けて「防災」の後に、「治水」奪加筆。

3 整備の方向性 3 - 2 災害への対応と防災意識の向上

(2) 対応の方向

河川審議会答申（2,000年12月）の「流域での対応を含む効果的な治水対策のあり方」を具体化する。複数案を検討するとともに水害拡大要因をなるべく少なくし、治水に役立つ貯留施設等の機能確保、貯留施設目標などの適正な設置、植林の造林推進など幅広い流域対策を組み合わせた総合的な治水対策を推進する。

3 整備の方向性 3 - 2 災害への対応と防災意識の向上

(3) 留意事項

猪名川にも総合的な治水対策を、河川整備計画の柱として20～30年先を目標とすれば、堤防の大地震の対策（補強と液状化対策）を重点とし、上流域の土地利用（保全と開発）の市街化予測を抑制し、銀橋周辺を整備を進めれば、余野川ダムの一時的に中止して、上流対策と河川整備で可能か検討する。

ダムが建設されると猪名川の水質が悪化する、そのために水質浄化対策を講じるようであるとすれば問題である。

委	080	大阪府豊中市 川勝 威	個人
---	-----	-------------	----

本委員会の基本としては（又は下敷として）芦田先生が実質的に主宰されていて関西電力（株）の小林会長が理事長をされている淀川水質保全機構（財）ではないかと想像する。従って淀川水系に関してもその仕事の延長線上のものと思われる。

委員会中間報告が淀川水系の将来のあり方の基本を提案されていると考えるがどうも多くが記述されていてその基本がややボヤケている印象をうける。現在一応治水水利関係の仕事がかなりの程度完成しているとして、現在淀川水系で考えるべき基本は河川環境整備 - すなわち汚濁負荷の削減と生態系の回復であるはずである。その割に治水、利水の記事が多い。又今後のあり方についても流域センターと河川レンジャーの設置程度である。私はもっとつっこんで河川の流域管理（それも府県の担当課を越えたもの）の設置を求めたい。一般的に日本では多くの場合「欧米ではどうなっているのか？」ということが問われる。この場合にも欧州における日本の国土とよく似た国家として、フランスやイギリスを例にとると、いずれも流域を管理する水管理庁のようなものがある。フランスでは最も南のガロンヌ河、ローヌ河、中部のロアール河、セーヌ河、最北部で国際河川の（六）ライン河とリンム河の流域で管理されているという。日本においても、少なくとも淀川水系にもこのような流域水管理庁のようなものにまで進んで、河川水だけでなく、地下水の保全や汚濁負荷の削減にまで進めてほしい。森林や地下浸透にまで進められるはずである。中心は河川課であるが農林省や環境庁の機能を含めたものであってほしい。上水道事業の参加は微妙な所である。上述の私見（汚濁削減と生態系回復）に基づくと、汚濁負荷の削減については下水道はもちろんのこと、廃棄物関連や農薬、山林なども関連してくる。生態系回復（エコロジー）に関する委員として川那部、谷田、鷲谷の3人の先生が委員をされているが、どうもこれらの先生の意見が表現されていないように思える。

委員先生方の出席率が悪いが、事務当局の議事録係にエコロジー関係の人がいないためであろう。

又昨今の日本の財政事情一収収が、減少しているうえに国債や自治体の借金が多く、銀行が危機におち入っているという状況にも具体的に言及してほしい。又新聞にはダム建設中止に関する記事が多い。私は基本的にはダムは必要と思っているが、新聞があのようにさわぎたてるのにも理由があるのではないかと考え始めている。新聞の記事だけでは詳細は分からないし、又一方的なこともあるようだ。今私の手許に木曾川水系新丸山のダム建設のリーフレットがある。周知の通り丸山ダムは昭和31年に完成した当時最も近代的な工法で建設されたダムであった。しかし昭和58年9月28日台風10号によって大洪水が発生したので昭和61年4月7日にダムの嵩上工事が決定され、新丸山ダムの建設準備が始められ、工費約7000億円で丸山ダムは水没させるという。当初100年確率洪水量で計画・設計されたと思うので建設後30年目に発生した洪水のために又新しく、より容量の大きなものの建設を始めるというのはおかしな話である。100年に1回発生する確率で計画されたダムであっても実際には2～3回洪水が発生することもあるし、又5回位は発生することもあり得る。100年確率洪水というのは（重力式）ダムの寿命を100年として（実際にはもっと長く使えると思うが）その間の最大の洪水量を除去して残

りの99%の洪水を防止する設計流量であったはずが上述の新丸山ダムでは100年という仮定的な寿命を無視してわずかな30年で改築の決定がなされているところに疑問がある。無駄なことではないだろうか？部外者からは要するに巨大なものを建設するだけの理由づけをしているようにしか見えない。これでは市民が水を何の有難みもなく使用していると咎めることはできないのではないか？前出の例は100年という前提を忘れたか、欠落させてしまったのである。しかし本件の琵琶湖・淀川水系のダムにこのような実例があると指摘しているのではなく、現在小泉首相が努力しておられるような節減の構想を取入れてもらうことを願っているのである。揖斐川水系の徳山ダム（洪水用ではなく、上水道等の利水目的であるらしい）も水需要予測が余りにも過大であるとの報道もある。

日本全体が順調に成長する時代でなくなってきた。老人国家になってきて、社会資本整備にもおのずと制約ができてきたと考えるべきではないだろうか？

この報告書は完成後国交省に提出されるはずであり、中央官庁には、軍に法学部を出たという法律屋さんが多く、法律屋さんは「経済性」と「時間の経過」という要素を欠いた時代の背景や前提を欠いた解釈をするので、その点の修正方法の記述も必要ではないか？（寺田、山村委員へ）

淀	081	京都府京都市 白井 美帆	個人
---	-----	--------------	----

淀川についての意見

淀川にはたくさんの自然、生き物がいます。

このことを知らない人が多い。私も1年前までは知らなかった。

いつも通勤でなにげなく通る都会を流れる見た感じ汚い川というイメージだけでした。

以下の発見より淀川を大切にしていきたいと思いました。

十三干潟のカニ

先日初めて長ぐつをはいて十三の干潟に入った。

辺り一面ヤマトオサガニだらけ、穴に入ったり出たりして微妙に動く姿がかわいい。とても感動しました。今度、絵を描きに行きたいと思っています。「十三にこんなにカニが？」知らない人は驚くと思います。

つばめのねぐら

淀川の城北大橋から見えるヨシ原の群落につばめがねぐら入りする姿に感動しました。集まってくるつばめの数に驚き、ヨシ原は重要な役割をしているのでこれ以上少なくならないようにするには？と考えてしまいました。

この他にもまだまだ感動する場所、生き物がいっぱいあると思います。淀川と生き物(人間も含む)と自然とがこの先、いい関係になればと願っています。

委・琵・淀	082	守山市国県事業対策課	自治体
-------	-----	------------	-----

中間とりまとめ（確定版）に対する意見書

1 対象となる中間とりまとめ 流域委員会

ページ・行 - 13

中間とりまとめの文章

(2) 高水敷利用

グラウンドや公園に加えて、ゴルフ場・リモコン飛行機場・犬の訓練場・自治体や大学の占用の運動場等が川の環境破壊を加速し、住民の水害に対する危機意識さえも低下させた。

2 対象となる中間とりまとめ 琵琶湖部会

ページ・行 - 1 - 6 下から 11 行目

川や湖については、残された数少ないレジャーの場としての過剰な期待が、無秩序な利用を招いた。湖岸や高水敷は数多くの場所で整地され、人口構造物で覆われたグラウンドなどとなり、水面はそれぞれの人々が思い思いに自らの要望をみだすかたちで、「自由」に使用されるようになった。この結果、数多くの人々に利用されるようになったものの、それと引き換えに川や湖のかたちは大きく変えられ、水質の悪化や生きものの棲息域の減少など、川や湖本来の機能や形態に悪影響を与えている。

3 対象となる中間とりまとめ 淀川部会

ページ・行 - 2 - 4 上から 6 行目

河川敷は整地され、グラウンドなどとして年間数百万人の人々に利用されるようになったが、それと引き換えに川本来の姿が失われた。利用者のニーズと自然回復のバランスが大きな課題である。

ページ・行 - 2 - 10 上から 10

高水敷には河川独特の自然が展開されており、生物も含めた流域全体の共有財産であることを忘れてはならない。

下流域の高水敷は国営の河川公園として多くの人々に利用されているが、本来堤内地に設けられるべき運動施設の設置はあくまで暫定的なものであり、「河川でしか出来ない利用」を優先すべきである。

上記に対する意見等

鈴鹿山脈の御在所岳に源を発する野洲川は、昭和 54 年の新放水路の暫定放水までは、「近江太郎」と呼ばれた暴れ川であり、目の前に度々大自然の脅威を見せつけ、幾たびとなく水害の被害に遭ってきた沿川住民の危機意識は、筆舌し難く、水害に対する恐怖は、今なお市民の心に根強く残っている。

一方では、この地に生きる喜び・幸せ・地域に根づく文化、また地域産業に大きな恩恵を与えてきたことから、地域住民の野洲川に対する思いは相当強いものがある。

そのような中で、快適な生活環境を創造する川づくりを目指し、“ふるさとの川整備計

画”の認定を受け、水と緑の回廊としての公園整備を図っているものであり、地域の催しとしては、野洲川を愛し、母なる川に親しむために、「野洲川冒険いかだ下り」「野洲川親子たこあげ大会」「野洲川健康ファミリーマラソン」等が、毎年継続開催されており、また、昭和57年から組織されている「野洲川を愛する会」の、古里野洲川を美しくする活動も、今日も継続されており、地域に親しまれ・愛される河川としての高水敷利用は必ず必要なものとするものである。

野洲川に関しては、川の環境破壊を加速し、水害に対する危機意識さえも低下させたという表現は、地域住民にとって、認めることは出来ない表現である。

委・琵琶	082	守山市国県事業対策課	自治体
------	-----	------------	-----

中間とりまとめ（確定版）に対する意見書

- 1 対象となる中間とりまとめ 流域委員会
 ページ・行 - 9 下から 8 行目
 破堤回避対策を実施した場合、降雨状況によっては、ある程度の越水を想定する必要がある。
- 2 対象となる中間とりまとめ 琵琶湖部会
 ページ・行 - 1 - 14 から 1 - 15 下から 1 行目から
 今後は壊滅的被害の回避を優先し、破堤対策を最優先に行い、状況によってはある程度の溢水を想定するやりかたに変えるべきである。

上記に対する意見等

明治 29 年に近代河川法が誕生し、昭和 39 年の改正、そして平成 9 年の改正という中で、治水・利水・環境の総合的な河川制度の整備が図られたところである。

しかしながら、河川整備の基本はなんといっても治水対策が基本であると信じるものがある。治水対策なくして、利水・環境を考えることには大きな抵抗を持つものである。

守山市に位置する野洲川の災害の歴史を知って頂いているだろうか。書物によると、西暦 1537 年から 1848 年までの 311 年間で 38 回の洪水が、また、1868 年(明治元年)以降、新放水路の建設に至るまで 26 回の災害が発生し、概ね 10 年に一度は大きな災害が発生し、貴重な生命・財産に甚大な被害を受けた歴史があり、まさに、暴れ川(近江太郎)野洲川との戦いの歴史であったと聞き及んでおります。新しいところでは、昭和 40 年 9 月の台風 24 号の影響で、洪水により孤立した集落の人々を救助中、犠牲となって亡くなられた自衛隊員もおられ、まず、治水対策が原則と考えます。

また、長い長い災害との戦いを続けてきた地域住民にとって、被害を容認するような治水対策は認めがたいものであります。

琵琶	083	京都府舞鶴市 吉田 鈴子	個人
----	-----	--------------	----

3-2 (1) 琵琶湖とそれに注ぐ川の重要性・特殊性の認識

色々な件に取り組まれている御様子何より嬉しく感じております。

宣伝会で知った事なのですが琵琶湖もずい分おせんされているとの事 原因を確かめられているのでしょうか？宣伝会の話によりますと石鹼でも合成洗剤は悪く人間にも水にも良くない事の様です。やはり人間は安くて便利な物を選びますが体、水に悪い物はとことん研究されまして製造、販売を中止、して頂く事だと思います。現代の若者は仕事仕事の毎日です。私達はここで何を云っても駄目です。御関係者の方々により体・水に無害な物をお願い申し上げます。

(テーマとはちがった事になりましたがこの件も大事だと思います。)

委・淀	084	大阪府南河内郡 大木 岩根	個人
-----	-----	---------------	----

平成14年7月31日

1、委員会中間とりまとめ 6 - 2 (1) (2) および 3、淀川部会中間とりまとめ 4 - 5
河川レンジャー制度、流域センターの設置検討

趣旨、検討内容ともに全面的に賛成いたします、特に、河川レンジャーには強力な権限付与と十分な報酬を考慮すべきと考えます。

1、委員会中間とりまとめ 4 - 3 利用 4 - 4 環境

下記視点からのご検討をお願いしたいと存じます。

昨今の関西経済の沈滞は瀬戸内海沿岸に立地した重化学工業の設備更新に伴う他地域転出、海外転出によるものであり、政治経済の東京一極集中と相俟って早急な回復は困難であると思われます。関西経済の回復を図るに当たって経済のサービス化、なかんずく観光産業の振興に注力しなければならないと考えます。幸い関西地区には、夫々特色のある京阪神三都市、優れた文化遺産を擁する奈良、京都、利便性と自然景観の優れた琵琶湖、淀川水系とそれを囲む山々、等々優れた観光資源があふれています。

関西再生のために、この琵琶湖、淀川水系の観光資源化推進という観点からの掘り下げを期待いたします。資源の持つ自然の力を最大限に生かした諸方策を期待いたします。

そのためには、琵琶湖、淀川水系の自然を損なうような水上バイク、プレジャーボート、水上スキー等の全面禁止のような強権発動をも考えねばならないと思います。

1、委員会中間とりまとめ 4 - 2 利水 (1) (2)

節水誘導策として住民意識の変革に頼ることは先ず難しいと思います。節水社会を作るには人の欲に頼ることで、水道料金の料金逡増方式を採用し、沢山水を使った人からは割高な水道料金を頂戴することです。具体的計数、実現の可否はさておき、各地の水道部門の余剰金が増えた場合は流域センター、河川レンジャーの維持費に充当することを提案いたします。

以上

琵琶	085	滋賀県今津町 建設課土木係	自治体
----	-----	---------------	-----

琵琶湖へ注ぐ河川に対する整備の方向性に対し、壊滅的被害の回避を優先し、破堤回避対策を優先的に行い、状況によってはある程度の溢水を想定するやり方に変えるべきとのとりまとめについて。

未改修河川沿線の地域住民は、貴重な生命・財産を守るため
目標とする洪水流量に対応できる治水対策を望んでいる。

本来の川が持つ機能や環境に回帰できるか計画にすべきとのとりまとめについて。

環境に配慮するあまり、用地買収等の面積が拡大し河川改修
計画が停滞している現状がある。

河川、湖沼系に関する計画策定にあたり、流域全体での水需要管理の観点から、節水行動を進め、渇水がある程度受容することによって、流域余体の水需要そのものの管環へ転換すべきとのとりまとめについて。

今なお、農業用水等における慣行水利権による河川水獲得の
認識が強く、調整は困難を極めるものと考ええる。

琵琶	086	滋賀県志賀町 産業建設部 建設監理課	自治体
----	-----	--------------------	-----

淀川水系流域委員会 中間とりまとめの意見書

琵琶湖総合開発は、昭和47年度～平成8年度までの25か年の計画で、琵琶湖の自然環境の保全と汚濁した水質の回復を図りつつ、その水資源の利用と周辺地域の整備および関係住民の福祉とをあわせ増進するための施策を推進しようとするものであり、治水対策、利水対策、保全対策の3つを柱として、整備事業がなされてきた。

その結果として琵琶湖の水質は、昭和50年代後半には一定の改善が見られましたが、昭和60年代以降、北湖のCODが漸増傾向になるなど厳しい状況にあり、環境基準(人の健康を保護し、生活環境の保全を図る上で維持することが望ましい基準)は達成されていない。また、固有種の生息域の減少なども懸念されていることから、水質の保全、水源のかん養、自然的環境・景観の保全等の幅広い観点から琵琶湖の総合的な保全を進めて行くことが必要である。

琵琶湖総合開発事業では、下流府県の水需要の増大に対処するため、その水資源開発を主目的にする整備も行われ、新たな水利権が生まれた。

しかし、その根拠となる水需要予測が、時代にそぐわなくなって来ていることが大きな問題である。

水を有限な資源として認識し、要請される需要への対応を主眼とした利水のあり方から、水の需要を管理するという考え方を導入していくことが重要である。

現状では各事業主体による要請を単に積み上げて流域全体の需要を考える方法となっており、今後は、水需要予測について見直しが必要と考えられる。

それぞれの想定について、内容の妥当性、整合性などを充分見極める必要があり、場合によっては、想定の見直しといったことを実施し、節水技術や生活様式の転換等も盛り込んだ総合的な予測方式としていく必要がある。

本町の現状は、農業用水や上水道水源として琵琶湖から取水をしている。

特に、上水道水源は南部地域の宅地造成に伴う給水人口の増加や下水道の普及に伴う生活様式の変化が影響し、水需要は著しく増加している。

このことから、広報などにより地域住民に節水を呼びかけているが、使用水量は既得水利権の枠を越え水量不足の状態となっている。したがって、不足する水量を地下水に求め水量確保に努めているものの、近年の地球温暖化等の気象変動に伴う、水の供給能力の不安定化を懸念するところである。

以上のことから、現在ある水利権の範囲内で水資源の有効活用を進めることは重要であるが、上水道、工業水道、農業水利等の需要予測を再確認し、既得権を含めた余剰水の創出を図るとともに、逼迫地域への再配分を行う必要がある。

琵琶	087	滋賀県野洲郡中主町 建設産業部 建設課	自治体
----	-----	---------------------	-----

中間とりまとめに対する意見について

1. 治水について

治水の現状を考えるとまだまだ整備は不十分であると考えられます。

本町の場合、主な河川としては、広域の市町村にまたがる一級河川の日野川、家棟川等があり、その河川のほとんどが天井川となっています。近年、それら河川流域にかかる上流部の区域では都市化が進展し、最下流部に位置する本町では集中豪雨のたびに水田等への浸水が起っています。何百年に1回の大雨が降ることがなくても、被害が生じている状況であります。破堤等の危機管理対策は、今後、ますます、具体化に向け、検討を重ねる必要があると思われませんが、目標とする洪水流量を治水の基本として、今後も整備計画を立てるべきであると考えます。これらのことから、治水についてはまだまだ早急な河川改修が必要と考えます。

2. 利水について

渇水時には、節水を心がけるのは、当然のことではありますが、水は、生命の源であり生き物すべてのよりどころであります。

水が不足したことにより、過去から、そのために多くの争いや利害が生じてきたところであります。琵琶湖という水瓶により、此処に暮らす人々がこのうえない安らぎを感じて暮らすことができてきました。生活様式や産業形態が変化していくとしても、日常生活においてもまた、社会活動においても、水不足の影響は甚大なものと考えられます。これらのことから水の確保は、最優先されるべきものと考えます。

3. 河川環境の保全・整備について

生活様式や産業形態、集水域の土地利用の変化に伴い、河川への汚濁物質や農業排水等の流入によって琵琶湖の水質汚濁は進行し、カビ臭・淡水赤潮・水の華（アオコ）が発生するなど、富栄養化は依然として大きな問題となっています。

さらに、近年のマリンスポーツの流行やアウトドアブームにより、本町には多くの若者や家族連れが訪れ、湖辺ではゴミ放置といった新たな問題も生じています。

私たちが生活する上で環境を考えることは、大変重要な問題です。今後は、私たちや子孫のためにも、住民、事業者等が自然環境に配慮した、環境負荷の少ないライフスタイルや事業活動を実践していかなければならないと考えます。河川環境においても、琵琶湖の保全をはじめ自然と共生した美しい河川環境の保全、整備を推進していかなければならないと思っています。そのためには、河川環境悪化の現状とこの状態を続けることによって出現するおぞましい未来を人々が十分に認識し、今後、進むべき方向を理解していただくことが大切であると考えます。